

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第63号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年香川県条例第40号）の施行期日は、平成28年4月1日とする。